

第 27 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年 3 月 23 日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 27 回 熊本県議会 水俣病対策特別委員会会議記録

平成22年3月23日(火曜日)

午前10時5分開議

午前10時17分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 水俣病被害者救済にあたっての決議について
- (2) 閉会中の継続審査事件について
- (3) その他

出席委員(14人)

委員長	西岡勝成
副委員長	前川 收
委員	倉重 剛
委員	児玉文雄
委員	松村 昭
委員	村上寅美
委員	渡辺利男
委員	中原隆博
委員	馬場成志
委員	大西一史
委員	氷室雄一郎
委員	鎌田 聡
委員	吉永和世
委員	池田和貴

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長	駒崎 照雄
次長	横田 堅
次長	谷崎 淳一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長	園田 素士
環境保全課長	宮下 勇一

水環境課長 小嶋 一誠

水俣病保健課長 野田 正広

水俣病審査課長 寺島 俊夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野白 三郎

議事課課長補佐 坂本 道信

午前10時5分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第27回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

なお、本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

本日は、臨時に先生方にはお集まりをいただき、感謝申し上げます。

前回の特別委員会で、3月29日に予定されている次回の和解協議で、15日に裁判所から示された所見を受け入れるかどうか回答することになっているとの報告を執行部から受けました。

協議の結果、関係者の1週間の動静を見た上で、県議会としての意思表示を県議会の決議という形で行うことに御同意をいただき、各会派に事前に決議案をお配りしておりました。

ここで、その審議に入る前に、前回の特別委員会以降の情勢について、執行部から何か説明をすることがあればお願いをいたします。

○野田水俣病保健課長 水俣病保健課長でございます。座って説明させていただきます。

前回、17日に委員会が開催されました。それ以降、各団体といたしますか、の状況を御報告させていただきます。

まず、国でございます。3月18日に、鳩山総理大臣が、水俣病で長い間大変苦しんでこられた方々のお気持ちを考えれば、全面的な救済に向けて国として受け入れることにしたいということで、熊本地裁から出されております和解所見の受け入れの意向を表明されたところでございます。

続きまして、原告の不知火患者会でございます。3月19日から25日にかけて、熊本、鹿児島両県の公民館などで、現在、地区集会を開催し、所見で示された内容の説明を行っているようでございます。それで、28日には原告団総会も予定されており、その場で会員の意見集約を図り、最終判断をされることと思われま。

続きまして、チッソでございます。現時点では、公式には具体的な意思表示はされておられません。次回の和解協議、3月29日までに取締役会を開き、そこでチッソとしての方針が決められるものと思われま。

芦北の会でございます。芦北の会につきましては、和解所見と同一の一時金と手当の額が示されまして、22日の総会でそれを受け入れることを決定されました。

獅子島の会でございます。も同じく和解所見と同一の一時金と手当の額が示され、22日の役員会でそれを受け入れることを決定されております。

そのほか、出水の会、患者連合、いろいろございますけれども、そのほかの団体等については、現在情報が確認されていない状況でございます。

以上でございます。

○西岡勝成委員長 質疑に入りますが、何かございませんか。ないようでございます。

それでは、決議案の審議に入ります。

この件につきましては、各会派に前もって案文を提示しておりましたけれども、それぞれ各会派から貴重な提言をいただきまして感

謝を申し上げたいと思います。

それでは、事務局から決議(案)を読み上げていただきます。

○事務局 それでは、決議(案)を読み上げます。

水俣病被害者救済にあたっての決議(案)

熊本県が、平成18年5月に平成7年と同様の政治解決を求めて以来4年余りが経過し、被害者の方々は高齢化し、早期救済を待ちわびておられる。

今日に至るまで、熊本県議会は一貫して党派を超えて、被害者の早期救済に取り組んできた。国会においても、昨年7月、超党派の合意が成り、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の成立をみたところである。

このような被害者救済の視点を最優先とした取組みが進められる中、訴訟を継続している当事者間においても、和解に向けた事前協議が始められ、本年1月に熊本地方裁判所から和解の勧告がなされるに至った。その後の和解協議を経て、3月15日に、裁判所から和解に関する所見が示されたところである。

今回示された所見は、これまでの原告、被告双方の主張はもとより、平成7年の政治解決や関西訴訟最高裁判決など、水俣病対策の経緯を踏まえ、裁判所において鋭意検討され示されたものと受け止めている。

また、今回示された所見に沿って、当事者間の合意が成立する場合には、所見の内容は、特別措置法に基づいて策定される救済措置の方針にも反映される見込みである。したがって、訴訟を行っていない被害者団体からも、裁判所の所見について十分な理解をいただく必要がある。

このような状況に鑑み、熊本県議会としては、被害者救済の早期実現を図るうえで今回の所見を重く受け止めるとともに、多くの関

係者がこの所見の下で解決への努力を図ることを期待するものである。

以上のことから、国、チッソ株式会社及び熊本県(以下「国等」という。)に対して、次の事項の実現を強く要望するとともに、被害者団体の理解ある対応を期待する。

1. 国等は、所見の内容を踏まえ、水俣病被害者を早期救済するという大局的観点から、速やかに当事者間の合意を図るべく全力で取り組むこと。また、国は、特別措置法に基づく救済措置の方針の策定を図るとともに、国等はその円滑な実施を図ること。

2. 国においては、水俣病対策の経緯を踏まえ、これまで通り、今般の被害者救済に係る本県の財政負担についても、特段の配慮をすること。

併せて、チッソに万一不測の事態が発生した場合は、国において「万全の措置」を講じること。

以上、決議する。

○西岡勝成委員長 以上でございますけれども、何か御意見はございませんか。

各会派に前もって提示をし、御意見もいただいて修正をさせていただいておりますので、御異議ないものとしてよろこびますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、細部につきまして私と前川副委員長に一任をいただき、修正後の決議案を議会運営委員会へ提出し、本会議において県議会としての意思表示をしたと思います。よろこびますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項については、閉会中もなお継続審査する旨、会議規則第82条の規定に基づき、議長に申し出ることとしてよろこびますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 それでは、そのように取り計らいます。

そのほか何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○西岡勝成委員長 ないようでございます。

執行部には、24日の本会議において決議案が議決されれば、それを我々県議会の意思として尊重した形で今後の対応に当たっていただくようお願いいたします。

以上をもちまして本委員会を終了いたしますが、本年度最後の委員会でございますので、委員長として一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員の先生方や執行部の皆様方には、当委員会の性質上、長年所属され、また、関係の深い方々もいらっしゃるわけでございますけれども、終始一貫して熱心な御審議、御提言等を賜りまして心から感謝を申し上げたいと思います。

私も、丸3年間、前川副委員長とともにこの重責を担ってきましてけれども、決して政争の具にはこの問題をしてはならないという気持ちと、超党派で真摯に取り組んでいくべきだということを思ってきましたし、被害者が高齢化する中で、一日も早い救済と被害者の立場に立った解決策を与党PTや環境省に訴えてまいりました。

おかげさまで、昨年7月には超党派の合意によりまして特別措置法が成立をし、また、訴訟に向かわれた方々とも和解協議が始まりまして、3月15日には、裁判所から和解に関する所見が示されたところでございます。

また、救済を求めておられる団体からも、この案の受け入れを表明された団体もおられまして、全面解決とは言えませんが、解決に向けて着実に進んでいると認識をいたしております。

これもひとえに、委員の先生方並びに関係者の皆さん方の御努力、御協力のたまものな

と重ねて感謝を申し上げたいと思います。

この委員会は、しばらくの間、まだ継続して審議するように議運にもお願いをしておりますし、そのように運ぶと思いますが、どうか先生方にはこの問題が解決に向けてなお一層前進しますように心から御協力をお願い申し上げます。委員長としてのごあいさつにかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○前川収副委員長 3年間、副委員長という形で西岡委員長の補佐をさせていただきました。この間、さまざまなことがございましたけれども、本日この決議を全会一致で認めることができ、あしたの本会議に上程することができること、非常に感慨ひとしおであります。

委員の皆さん方の御協力に心から感謝を申し上げますとともに、執行部の皆さん方が、本当に昼夜を問わず、寝食を惜しんで頑張ってくれたというものをずっと見てまいりました。その御労苦に対しても心から感謝を申し上げ、ごあいさついたします。

ありがとうございました。（拍手）

○西岡勝成委員長 それではこれをもちまして終わりたいと思います。

午前10時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長